

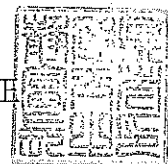


富士市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認したので、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）第2条第1項の規定により本市が処理することとされている同法第9条の5第2項の規定により告示する。

令和7年4月4日

富士市長 小長井 義 正



1. あらたに生じたことを確認した土地
大字依田橋字三ツ又772番及び773番の地先公有水面埋立地
2. 地積
41.57平方メートル